

こどもを始めとする 歩行者の安全確保!

4月は、小学1年生が、新たに交通社会に参加しますが、道路上の危険についての知識が未熟です。

また、こどもの視野は大人が考えている以上に狭く、周囲が見えていないものです。

- 大人が交通安全のお手本を示しましょう。
- こどものとっさの動き(飛び出し)に注意しましょう。
- 指導の際は「車に気を付けて」ではなく、「道路を渡る前に、絶対に止まって、車が来ていないことを確認して、手を上げて渡る」など、こどもが理解しやすい指導をしましょう。



飲酒運転かな? と思ったら110番!

過去に福岡県で発生した
悲惨な飲酒運転事故を忘れていませんか?

▶平成18年 8月25日 海の中道大橋において、**幼児3名が犠牲**

▶平成23年 2月9日 粕屋町において、**高校生2名が犠牲**

飲酒運転かな?と思ったら必ず110番!
あなたの勇気ある通報が
誰かの命を救うことに繋がります!



生活道路の安全確保!

令和8年9月1日から生活道路の
法定速度が引き下げられます。

60km/h
→ 30km/h

※「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線がない道路のことです。



「ながらスマホ」根絶! 歩行者優先の徹底!

「ながらスマホ」は危険です。

運転中のスマートフォン等の操作は、重大な交通事故につながる極めて危険な行為ですので、絶対にやめましょう。



横断歩道では「歩行者優先」
を徹底しましょう。

運転者には、横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。

「歩行者優先」を徹底し、他の車両に対しても「思いやり・譲り合い」の気持ちで運転しましょう。



自転車は車のなかま!自転車はルールを守って安全運転!

自転車の一定の交通違反に
交通反則通告制度(青切符)が
導入され、検挙後の手続きが変わります。

※酒気帯び運転等の重大な違反については、
従来どおり、刑事処分対象。

令和8年4月1日から

- 対象年齢
16歳以上
- 反則金
原付バイクと同等
※最高額12,000円



対象行為の一例(※対象行為は113種類)

携帯電話使用	イヤホン着用	並進
反則金 12,000円	反則金 5,000円	反則金 3,000円
指定場所一時不停止	右側通行	
反則金 5,000円	反則金 6,000円	